

東住吉冤罪事件

青木国賠訴訟の公正判決を求める要請書

大阪地方裁判所第24民事部合議1係 御中

青木恵子さんは1995年、当時居住していた大阪市東住吉区の住宅が、土間兼ガレージに停車していた車両からのガソリン漏れによる自然発火によって(再審判決認定)焼失、さらに入浴中の長女が焼死するという痛ましい事故に遭遇しました。

ところが、当時の警察・検察は、長女にかけられていた保険金を詐取する目的で、恵子さんと内縁の夫であった朴龍皓さんが共謀のうえ、放火・殺人事件を引き起こしたとの予断をもって、二人を逮捕、しかも違法な取り調べによって「自白」を獲得、起訴したのです。

第一回公判以来恵子さんは一貫して無罪を主張し続けましたが、2006年、最高裁で無期懲役が確定。その後再審請求、しかし「子殺しの鬼母」という汚名を晴らすことができないまま、通算20年余の拘禁生活を余儀なくされるということになりました。

裁判途上、弁護団の真摯な訴えや独自の火災再現実験の結果等々、マスコミや心ある市民の注目するところとなり、「東住吉冤罪事件」として支援運動が法廷外に広がりました。

そして、2016年8月10日、再審無罪判決が実現したのです。

しかし、青木恵子さんは私のように冤罪の犠牲となる人が再び出てほしくない、そのためには、何故このような誤判や冤罪が生じたのかを明らかにしてほしい、警察や検察の捜査や起訴はなぜ誤ったのか、その責任を明らかにしてほしいと強く主張し、国家賠償請求訴訟を起こしました。

私たちは「誤判や冤罪の根絶をめざす」市民の立場から、貴裁判所が、原告青木恵子さんの主張に真摯に耳を傾けられ、公平公正な判断をなされるよう、強く要請するものです。

| お 名 前 | ご 住 所 |
|-------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

【取扱団体】

「日本国民救援会大阪府本部」・「東住吉冤罪事件=青木国賠訴訟を支援する会」

〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館5階 ☎06-6354-7215